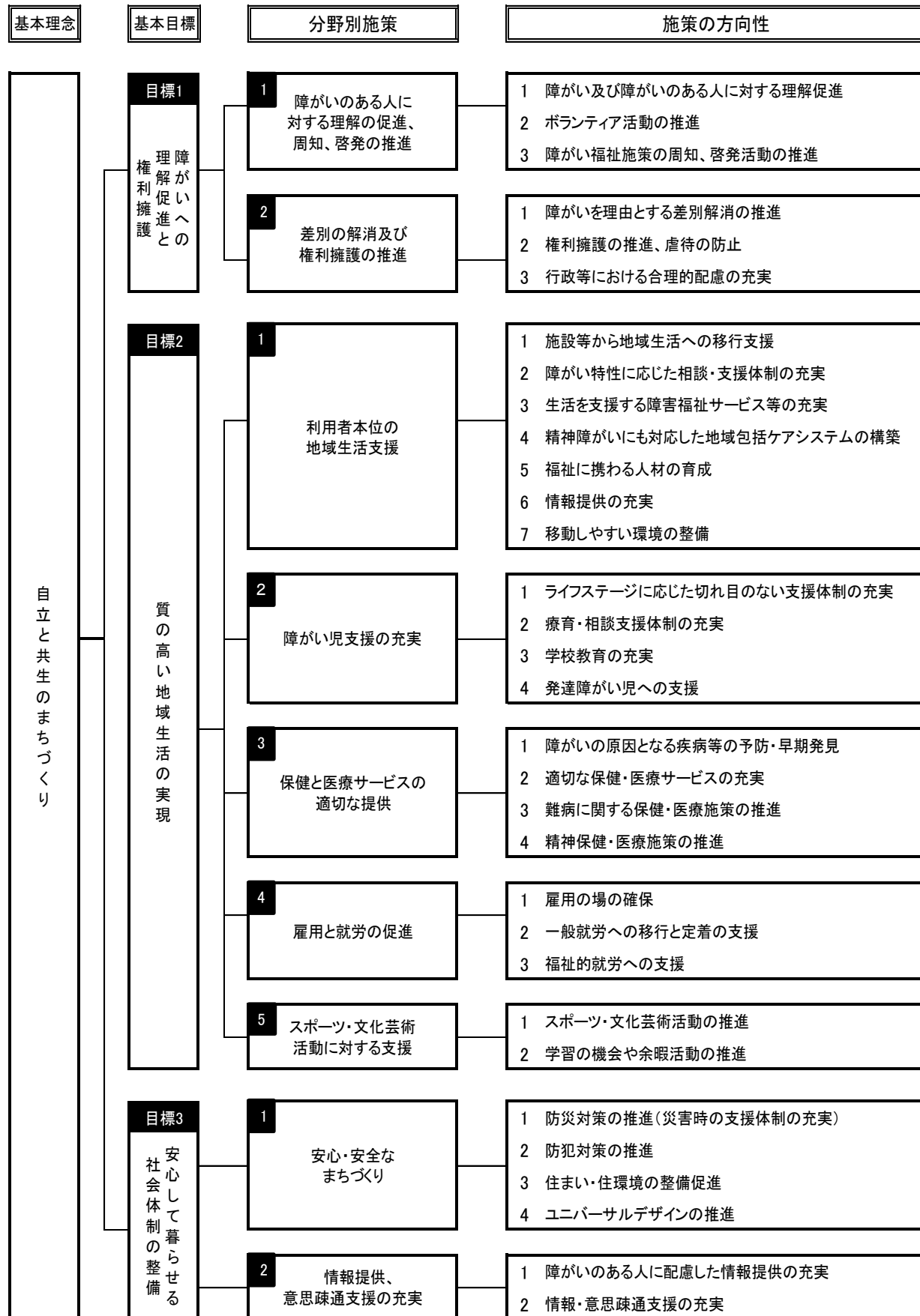


熊本市障がい者生活プランに関する 施策の実施状況等について



熊本市障害者施策推進協議会
令和3年（2021年）8月6日

施策の体系図



計画の基本目標

基本目標 1	障がいへの理解促進と権利擁護
---------------	----------------

障がいや障がいのある人について正しく理解を深める取組や、障がいのある人の権利を擁護する取組を進めます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2017	2020	2023
障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験	%	35.5	47.6	25

※基準値は、障がい児者対象の調査結果より（2017年7月実施）

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2017	2020	2023
障がい者サポーターの登録者数（累計）	人	2,421	3,622	4,200

基本目標 2	質の高い地域生活の実現
---------------	-------------

障がいのある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある人の自立や社会参加を推進するために、障がいの特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる社会環境の整備に取り組みます。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2017	2020	2023
熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数	人	22,925	23,416	24,500

基本目標 3	安心して暮らせる社会体制の整備
---------------	-----------------

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、災害発生時における障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。

また、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

検証指標	単位	基準値	実績値	目標値
		2018	2020	2023
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	%	35	37	50

※基準値は、障がい児者対象の調査結果より（2018年7月実施）

熊本市障害者生活プラン分野別施策一覧

プラン の 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	令和2年度の実績評価				ページ
				A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
【基本目標1】障がいへの理解促進と権利擁護								
P 20	1	(1)	① 障がい者サポーター制度による理解啓発	○				6
P 21			② 様々な媒体を用いた理解促進	○				6
P 21			③ 講演会や啓発イベントによる理解促進	○				6
P 21			④ 共に学ぶ教育の推進	○				6
P 21			⑤ 精神障がいについての理解促進	○	○			6
P 21			⑥ 発達障がいについての理解促進	○	○			7
P 21			⑦ 難病についての理解促進	○	○			7
P 21			⑧ ヘルプマークやヘルプカードの普及	○				7
P 22		(2)	① ボランティア活動の啓発	○				8
P 22			② ボランティアの養成	○	○			8
P 22			③ ボランティア活動の支援		○			8
P 23		(3)	① 障がい福祉施策の広報・啓発活動	○				9
P 23			② 障害者週間における広報・啓発活動の強化	○				9
P 23			③ 地域に対する広報・啓発活動	○				9
P 25	2	(1)	① 障害者差別解消法の広報・啓発	○				10
P 25			② 差別解消のための取組		○			10
P 25		(2)	① 権利擁護に関する啓発	○				11
P 26			② 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)		○			11
P 26			③ 権利擁護に対する支援(成年後見制度)	○				11
P 26			④ 虐待防止に関する取組		○			11
P 26		(3)	① 職員等への啓発・資質の向上		○			12
P 27			② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	○				12
【基本目標2】質の高い地域生活の実現								
P 29	1	(1)	① 地域生活支援拠点等の整備	○				

プラン の 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	令和2年度の実績評価				ページ
				A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
P 32	1	(5)	① 社会参加等を支援する人材の育成		○			19
P 32			② 福祉に携わる職員の資質の向上	○		○		19
P 33			③ 福祉に携わる職員の処遇改善等	○				19
P 33			④ 介護分野の人材不足への対応	○				19
P 33		(6)	① ふくしのしおり	○				20
P 33			② 市ホームページ等における情報の充実	○				20
P 33		(7)	① 公共交通機関等による外出の支援	○				21
P 33			② 自家用車による外出の支援	○				21
P 35	2	(1)	① 障がい児保育の充実		○			22
P 35			② 就学・進学における支援	○	○			22
P 35			③ 成人期への移行支援	○				22
P 35			④ 家族に対する支援	○				23
P 36		(2)	① 早期療育の充実	○				24
P 36			② 地域療育体制の整備	○				24
P 36			③ 障がい児支援に関するサービスの充実	○				24
P 36			④ 障がい児支援に携わる職員の質の向上	○				25
P 36			⑤ 児童相談所による相談支援	○				25
P 36			⑥ 子ども発達支援センターによる相談支援	○				25
P 37			⑦ 児童発達支援センターの機能充実	○				25
P 37		(3)	① 教職員の専門性の向上	○				26
P 37			② 就学支援委員会	○				26
P 38			③ 校内支援体制の充実	○				26
P 38			④ 施設等環境整備	○				26
P 38			⑤ 進路指導の充実	○				26
P 38			⑥ 多様な学びの場の整備	○				27
P 38			⑦ 大学就学支援				○	27
P 38			⑧ 家族に対する支援	○				27
P 39		(4)	① 子ども発達支援センターによる支援	○				28
P 39			② 発達障がい者支援センターによる支援	○				28
P 41	3	(1)	① 疾病の予防	○				29
P 41			② 早期発見・適切な対応	○				29
P 41		(2)	① 重症心身障がい児・者等の支援の充実	○	○			30
P 42			② 医療費の助成	○				30
P 42			③ 歯科保健医療の推進	○	○	○		31
P 42			④ 二次障がいの予防	○				31
P 42		(3)	① 難病対策の推進	○	○			32
P 42			② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	○				32
P 43		(4)	① 精神科医療機関等との連携の強化	○				33
P 43			② 相談支援体制	○				33
P 43			③ 依存症の対策	○				33
P 43			④ ひきこもりへの対策	○				33
P 43			⑤ 高次脳機能障がいへの対応	○				33
P 43			⑥ 発達障がいへの対応	○				34
P 43			⑦ 自殺予防への対策		○			34

プラン の 掲載頁	分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	令和2年度の実績評価				ページ
				A 実施	B 一部実施	C 未実施	評価 なし	
P 46	4	(1)	① 事業主への啓発	○				35
P 46			② 雇用にあたっての支援	○				35
P 46			③ 公共機関での障がい者雇用の促進	○	○			36
P 46			④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	○		○		36
P 46		(2)	① 一般企業への就労の促進	○				37
P 47			② 職場定着の支援	○				37
P 47			③ 求人・求職者情報の提供	○				38
P 47			④ 関係機関との連携による相談支援	○				38
P 47			⑤ 難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実	○				38
P 48		(3)	① 福祉的就労の場の充実	○				39
P 48			② 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	○				39
P 48			③ 共同受注窓口の検討	○				39
P 48			④ 福祉の農業の連携の検討	○				39
P 50	5	(1)	① スポーツ、文化芸術活動団体の支援	○				40
P 50			② スポーツ活動への支援		○			40
P 50			③ 文化芸術活動への支援	○		○		41
P 50			④ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定	○				41
P 50			⑤ 文化施設等の利用支援	○				41
P 51		(2)	① 学習機会の提供及び講座等の実施		○			42
P 51			② 社会教育施設等の利用支援	○				42
P 51			③ 余暇活動の場・情報の提供	○				42
【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備								
P 53	1	(1)	① 地域における避難支援体制づくり		○			43
P 53			② 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築	○	○			43
P 54			③ 施設における防災体制の整備					

基本目標			1 障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策			1 障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進					
施策の方向性			(1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進					
具体的な取り組み	プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み		所管課
		取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定		
①	障がい者サポーター制度による理解啓発	障がい者サポーター研修を開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について啓発を行い、障がい者サポーターの輪を広げていきます。また、障がい者サポート企業・団体の取組を通して、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合型の障がい者サポーター研修会は開催できなかったが、地域や教育機関に対し出前講座を開催し、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図る機会を作ることができた。 また、障がい者サポート企業・団体として新たに1団体の認定を行った。	A	出前講座でのアンケートでは、参加者から障がいに対する理解が深まったとの回答が多数あった。	引き続き、障がい者サポーター制度に関する取り組みを実施し、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図っていく。	新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら障がい者サポーター研修会や出前講座を実施し、障がい特性やその配慮方法について市民への啓発を行う。 また、障がい者サポート企業・団体の認定数を増やして、認定団体の取組を広く事業者や市民に啓発することで、障がいのある方の働きやすい環境づくりを進める。	障がい保健福祉課
②	様々な媒体を用いた理解促進	障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ・SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。	市の広報媒体である市政だより、ラジオ、ホームページ、LINE、フェイスブックを活用することができた。また、音声読み上げサービス利用者に配慮した記載方法によるホームページ等での広報を行った。	A	市の広報媒体を活用した啓発活動が実施できた。	引き続き、市の広報媒体を活用した啓発活動を行っていく。	市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ・SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を行っていく。	障がい保健福祉課
③	講演会や啓発イベントによる理解促進	研修会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。 また、地域や民間事業者等に出向いて障がい者サポーター研修を行い、障がいの特性や配慮方法を周知啓発していきます。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、障がい者サポーター研修会やびワークショップは開催できなかったが、地域や教育機関に対し出前講座を実施した。 (R2実績：7回)	A	出前講座において、障がい者相談支援センターと連携し研修内容を工夫することができた。	引き続き、障がいに関する理解を深めることのできる研修内容となるよう工夫していく。	新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら障がい者サポーター研修会や出前講座を開催し、障がいに関する理解啓発につなげる。また、ワークショップを開催することで、市民が障がい当事者と交流できる機会を提供する。	障がい保健福祉課
④	共に学ぶ教育の推進	障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。また、子どもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、学校での福祉教育の充実を図ります。	交流及び共同学習について、新学習指導要領での記載を中心に「学校訪問時」「教職員の各種研修時」や「特別支援学級等主任会」「校長会」等で、共に学ぶ教育の意義を伝えた。	A	各学校への周知 ・学校訪問 ・教育課程編成届提出 教職員への周知 ・各研修会	より充実した相互理解へ向け、どのような交流及び共同学習が有効であるか検討していく必要がある。	第2次熊本市特別支援教育推進計画の方針4に「共生社会の実現に向けた教育の推進」と位置づけ、充実した交流及び共同学習につなげる。	総合支援課
⑤	精神障がいについての理解促進	精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や自殺対策強化月間において、また、ピアサポーターの活動を通じて精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。	啓発事業に関して、パネル					

⑥	発達障がいについての理解促進	小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。 また、講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。	リーフレットにおいて合理的配慮の例を記載する等、内容を充実し、新小1と新中1の全家庭にリーフレットを配布し、市のHPIにも掲載することで、障がいに関する正しい知識の普及に努めた。	A	・特別支援教育 家庭・啓発リーフレットの配布	家庭・地域リーフレットをより有効に活用することで、地域における理解促進につなげていきたい。	特別支援教育についての内容をより充実させた家庭・地域啓発リーフレットを配布し、有効に活用することを通して、障がいに関する正しい知識の普及に努める。	総合支援課
			子ども発達支援センター主催の講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年度は中止とした。発達障がい者支援センター主催の講演会は11月に開催。web講習による市民向け研修会も7月～8月に実施した。	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した講演会もあったが、おおそ計画したとおりにWebでの講演会や市民向けWeb研修会を実施できた。	今後も県・市や各機関が連携しながら、様々なニーズに応じた講演会や研修会を企画する。	子ども発達支援センター主催の講演会は、今年度はWeb配信で開催予定。発達障がい者支援センター主催の講演会もWeb配信で7月に開催予定であり、市民向け研修会も7月～9月に実施する。	子ども発達支援センター
⑦	難病についての理解促進	熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。	障がい者サポーター研修等において難病に関する内容を取り上げて、市民への周知啓発に努めた。	A	障がい者サポーター研修等を通じて、市民への理解啓発に繋げることができた。	引き続き、難病に関する市民への理解促進を図っていく。	難病患者の当事者会等との意見交換等を通して、難病に関する情報収集に努め、市民への理解啓発に努めていく。	障がい保健福祉課
			熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、関係者への研修や相談会、講演会等の実施をした。	B	新型コロナの影響で、研修会や訪問相談事業を開催することが出来なかったが、Webを利用して、医療相談会は実施できた。	研修会や相談会については、Webの活用等で、コロナ対策を念頭に置いた事業の実施を考えていきたい。 また、患者訪問についても、電話等での実施も検討したい。	熊本県難病相談・支援センターや患者会などの当事者団体等と連携し、Webを活用した関係者への研修や相談会、講演会等の実施を継続して行っていく。	医療政策課
⑧	ヘルプマークやヘルプカードの普及	ヘルプマークや、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。	障害者週間に合わせて、市電やバスの車内にポスターを掲載するとともに、県と連携し、JR九州やバス車内にもポスターを掲載し、より多くの市民への周知を行った。 また、サクラマチ熊本においてデジタルサイネージによる広報を行った。	A	市の広報媒体のみならず、バス、市電、JRの公共交通機関やサクラマチ熊本等、幅広い事業者にて広報を行うことができた。	今後も、公共交通機関での周知やその他の周知方法についてを県と連携しながら検討を進めていく。	市の広報媒体にて周知を行うとともに、障害者週間にバス事業者による広報を行う。 また、ヘルプカードの周知方法や配付方法等についても新たな検討を行っていく。	障がい保健福祉課

施策の方向性			(2) ボランティア活動の推進					
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	ボランティア活動の啓発	市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組めます。	ボランティア情報の収集に努め、ホームページ等を活用して効果的に情報の提供を行った。	A	ホームページや情報誌等による定期的な情報の発信ができた。	ボランティア活動を啓発するため、情報の収集と効果的な発信に努めていく。	引き続きボランティア情報の収集に努め、効果的な情報の提供に努める。	地域活動推進課
②	ボランティアの養成	障がい者サポーター制度の拡充等により障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。 養成にあたってはボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。	ボランティア活動に参加しやすい取り組みや研修及びセミナーを開催した。	B	参加しやすいボランティアの場の提供や研修を行った。予定していたボランティアのススメ「発達障害について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した。	ボランティアの養成につながる活動の場などを継続して提供する。	引き続きボランティア活動に参加しやすい取り組みや研修及びセミナーを開催する。	地域活動推進課
			地域や教育機関に対して実施した障がい者サポーター研修（出前講座）を通じて、障がいへの正しい知識を普及するとともに、受講者に対して障がいに関するイベントやボランティア等への参加を促した。	A	出前講座を通じて、ボランティアへの参加を促すことができた。	今後も、障がい者サポーター研修等を通じて、障がいへの正しい知識を伝え、イベントやボランティアへの参加を促していく。	障がい者サポーター研修会や出前講座などを通じて、障がいへの理解の促進を図っていくとともに、イベントやボランティアへの参加を促していく。	障がい保健福祉課
③	ボランティア活動の支援	障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組めます。	随時、あいぽーとで相談を受け付けるとともに、出前相談窓口を開設（1回）し、ボランティア活動を行う団体の相談・支援を行った。	B	あいぽーとにおいて相談窓口を開設し、相談・支援を行った。出前相談窓口の開設の開催が困難であった。	ボランティア活動の相談・支援の窓口を継続していく。出前相談窓口の開設については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、可能な範囲で開催を検討していく。	引き続きボランティア活動を行う団体の相談・支援を行う。	地域活動推進課

施策の方向性			(3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進					
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	障がい福祉施策の広報・啓発活動	障がい福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図ります。	障がい者施策に関する情報について、市の広報媒体やふくしのしおりなどを通じて、情報提供することができた。	A	適切な方法・時期に啓発広報をすることができた。	引き続き、市の広報媒体等を活用しながら市民への周知を図っていくとともに、市民にわかりやすい情報提供に心掛けていく。	市の広報媒体等の様々な手段や機会を活用し、障がい福祉施策について市民に分かりやすい広報・啓発活動を進める。	障がい保健福祉課
②	障害者週間における広報・啓発活動の強化	障害者基本法に基づく障害者週間においては、各種行事の開催とあわせて広報の機会を増やす等、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を強化します。	障害者週間に合わせて、障がい及び障がいのある人への理解と関心を深めることを目的とした「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の応募作品の展示を行った。 また、同時期にヘルプカードの啓発活動として、公共交通機関（市電、熊本電鉄バス・電車、都市バス）の車内へのポスターの掲載を行った。	A	障害者週間に合わせて、作文・ポスターの展示やヘルプカードの啓発を行うことができた。	引き続き、これまでの取組を継続するとともに、そのほかの啓発手段について検討を行う。	障害者週間に合わせて、各種イベントや広報を行い、障害者週間の認知度を高めるとともに、障がい福祉施策への関心を高める機会を作っていく。	障がい保健福祉課
③	地域に対する広報・啓発活動	障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して生活できる環境を整備するため、障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修などの理解啓発に取り組みます。また、地域社会全体に障がいへの理解が広がるよう、地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターとも連携して取組を進めます。	障がいへの理解が広がるよう、熊本市障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと連携し、地域住民への広報・啓発活動を行った。	A	関係機関と連携し、地域住民への広報・啓発活動を行うことができた。	引き続き、関係機関と連携し、地域住民への広報・啓発活動を行う。	熊本市障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと連携し、地域住民への分かりやすい広報・啓発活動を行う。	障がい保健福祉課
			まちづくりセンターなどの区役所が把握した地域のニーズを区と本庁が協議し、市の施策に反映させる仕組みである地域ニーズ反映の仕組みでは、8件の地域課題の解決に向けて、区・局協議を実施した。	A	8件すべての課題について、予算化や事業化等により「対応する」という結果となった。	区・局協議後の課題への対応状況を確認し、必要に応じて進捗整理を行う。	令和3年度も引き続き、地域ニーズ反映の仕組みに基づく区・局協議を実施予定。	地域政策課

基本目標			1 障がいへの理解促進と権利擁護					
分野別施策			2 差別の解消及び権利擁護の推進					
施策の方向性			(1) 障がいを理由とする差別解消の推進					
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	障害者差別解消法の広報・啓発	障がい者サポーター研修会や啓発イベントのほか、イラスト入りのリーフレット等で障害者差別解消法について分かりやすく周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。	障がい者サポーター研修（出前講座）等で障害者差別解消法の周知を行った。また、漫画リーフレットを市内のすべての小中学校に配布し、子ども達への周知活動を行った。	A	出前講座による周知やより分かりやすいリーフレットの作成を行うことができた。	引き続き、障がい者サポーター研修や漫画リーフレットを活用した周知を行っていく。	障がい者サポーター研修を通じた障害者差別解消法の周知に努めるとともに、市の広報媒体を活用した啓発を行っていく。また、わかりやすい啓発手段の検討を継続する。	障がい保健福祉課
②	差別解消のための取組	障害者差別解消法に基づき、市民や民間事業者への研修をととして啓発に努めるとともに、差別的取扱いに関する相談窓口を周知し、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組めます。障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行います。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。	障がい者サポーター研修（出前講座）の機会に障害者差別解消法の周知を図った。 また、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に対する相談について、相談窓口での対応を行ったが、障害者差別解消支援地域協議会は新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかった。	B	さまざまな機会をとらえて障害者差別解消法の周知を図ることができたが、障害者差別解消支援地域協議会の開催ができなかった。	引き続き、障害者差別解消法の周知啓発に努めるとともに、相談窓口での対応を行っていく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、様々な機会を捉えて障害者差別解消法の周知を図る。 また、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に対する相談において、相談窓口での対応を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行う。	障がい保健福祉課

施策の方向性			(2) 権利擁護の推進、虐待の防止					
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	権利擁護に関する啓発	障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等の障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。	市の広報媒体や、出前講座等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知を行った。	A	権利擁護における各種窓口の周知を行った。	引き続き、市の広報媒体等を通じて、権利擁護における各種窓口の周知を行っていく。	引き続き、市の広報媒体等を通じて、障害者虐待防止センターや障がい者への差別的取扱いに関する相談窓口についての周知に努める。	障がい保健福祉課
②	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。	熊本市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援をした。	B	約160名の方の福祉サービスの利用などを支援できた一方で、地域生活支援員がやや不足している。	地域におけるつながりや支援体制の強化のため、地域生活支援員の確保に向けた取組が必要。	引き続き熊本市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する。	健康福祉政策課
③	権利擁護に対する支援（成年後見制度）	障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。 また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。	成年後見制度を必要とする知的及び精神障がい者に対し、申立支援を行うとともに、申立費用及び後見報酬の費用を助成した。 また、市民後見人フォローアップ研修を実施し、法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、市民後見人第2号を家庭裁判所へ選任依頼した。	A	必要な方に対して成年後見申立手続きや報酬助成を行った。 また、家庭裁判所や三士会等と定期的に意見交換を行い、市民後見人選任までの養成過程についても理解を得られた。	成年後見制度の利用支援を継続して行っていくとともに、「熊本市成年後見制度利用促進計画」の目標指数としている市民後見人の養成について、引き続き取り組んでいく。 ※令和6年度までに9名	令和3年度より、報酬助成を市長申立に限らず本人・親族申立についても可能とするよう対象を拡大し、引き続き成年後見申立・報酬助成を行っていく。 また、法人後見人・市民後見人の育成については、「市民後見人養成講座」及び「市民後見人任フォローアップ研修」を実施する。	障がい保健福祉課
④	虐待防止に関する取組	障害者虐待防止法に係る広報・啓発に努めるとともに、熊本市障害者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。また、熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。	熊本市障害者虐待防止センターにおいて、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付・対応を行うとともに、虐待に関する啓発活動を行った。 また、障害福祉サービスを実施する事業者に対しての研修を実施した。 なお、熊本市障がい者虐待防止連絡会議は新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかった。	B	虐待の対応や啓発活動は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により熊本市障がい者虐待防止連絡会議は開催できなかった。	虐待による緊急一時保護をより円滑に行うための体制整備が必要。 熊本市虐待防止連絡会議を開催し、関係者間の情報共有や連携強化を行っていく。	虐待緊急一時保護時の協力施設と協定を締結し、円滑な対応が行える体制を整備する。 さらに、熊本市虐待防止連絡会議を開催し、関係者間の情報共有や連携強化を行っていく。	障がい保健福祉課

施策の方向性		（３） 行政等における合理的配慮の充実						
具体的な取り組み		プラン本文	令和２年度の取り組み				令和３年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	職員等への啓発・資質の向上	福祉疑似体験などを含んだ職員研修や障がい者サポーター研修会を通して、障がい当事者と直接交流することにより、障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。	新規採用職員研修において障がいや障がい者についての正しい理解や支援方法についての研修を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった。	B	新規採用職員研修は中止となったが、庁内掲示板での情報発信等、研修以外の方法で、職員が障がいへの理解を深める機会をつくることができた。	新規採用職員研修だけでなく、全職員に対し障がいや障がい者についての正しい理解や支援方法についての研修を行う必要がある。	職員が障がい者への正しい知識や具体的な支援についての理解を深めることができるように、福祉疑似体験を組み込んだ研修を実施する。また、研修以外にも庁内掲示板等でも情報発信を行っていく。	障がい保健福祉課
			・福祉疑似体験を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により中止 ・新規採用職員へ動画による研修を実施	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響により福祉疑似体験は実施出来なかった。 「障がいのある職員への合理的配慮」について動画配信による研修を実施。	継続して実施	・新規採用職員研修時に福祉疑似体験を実施予定（※新型コロナ感染拡大の影響により延期） ・新規採用職員へ動画配信による研修 ・障がいのある職員対応研修を実施（※障がいのある職員が配属されている管理職及び主査級向け）	人材育成センター
②	行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）に関する研修・周知を行い、障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。 ・催事における合理的配慮 障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。 ・選挙における合理的配慮 熊本市の選挙においては、熊本県点字図書館に登録されている有権者に、候補者等を紹介する点字版や音声CDを送付します。また、選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるよう可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票や不在者投票の案内を行うなど、障がいのある人への配慮を行います。 ・職員採用時の合理的配慮 市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい条件整備を行います。	行政が管理する施設での合理的配慮の不提供について市民から相談が寄せられたため、施設の管理者および市担当者に法の概要を説明し、啓発及び法に基づく対応を行った。	A	障害者差別解消法に基づき、職員に対して適切な対応を求めた。	該当部署だけでなく、全職員に対して障害者差別解消法及び職員対応要領の周知を図る。	障害者差別解消法及び職員対応要領について、全職員に対して、研修等を通じた周知啓発を図っていく。	障がい保健福祉課
			令和2年度は選挙が行なわれなかった。	－	—	—	令和3年に執行予定の衆議院議員総選挙において、可能な限り投票所のバリアフリーに努め、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台の設置により投票環境の整備を図る。	選挙管理委員会事務局
			主査級、課長級の昇任者研修において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図った。	A	主査級、課長級の昇任者研修において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図った。	継続して周知を図る。	引き続き主査級、課長級の昇任者研修において差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の周知を図る。	人事課
			採用試験問題及び解答用紙の拡大やルビ振り、障がいに応じた座席配置、また、面接時における手話通訳者の配置や就労支援機関の職員等の同席を認めるなど障害特性への配慮を行った。	A	全ての要望に配慮した。	引き続き障害特性への配慮を行う。	採用試験問題及び解答用紙の拡大やルビ振り、障がいに応じた座席配置等、受験者の個々の障が	

基本目標			2	質の高い地域生活の実現				
分野別施策			1	利用者本位の地域生活支援				
施策の方向性			(1)	施設等から地域生活への移行支援				
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、さらには親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用して居住支援の機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。	障がい者自立支援協議会で地域生活支援拠点等の整備の方向性を決定するとともに、障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターに位置づけて、相談支援及び地域の体制づくりについて拡充を行った。	A	障がい者自立支援協議会で地域生活支援拠点等の整備の方向性を決定することができた。	緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供の機能について、対応ができる施設を増やしていく。	熊本市障がい者相談支援センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の体制づくりを進める。また、不足する緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供の機能についても対応ができる施設を確保する。	障がい保健福祉課
②	グループホームの利用促進	地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します。利用促進にあたっては、利用者のニーズをもとに計画的に施設整備することにより、障がいのある人の地域での住まいの確保に努めます。	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を図った。	A	実利用者人数（人/月） H30年度734人 R1年度762人 R2年度801人	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	引き続き、共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	障がい保健福祉課

⑥	家族会・当事者会の活動支援	障がいのある人やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の課題を解決できるよう各家族会・当事者会と連携し、その活動の支援を図ります。	熊本県肢体不自由児協会等の障がい者団体に対し、運営費の一部助成を行った。 団体が企画した事業（聴覚障がい者に対する情報文化事業等）が円滑に実施できるよう事業費の一部補助を行った。	A	補助金を支出した運営費や事業費の実績報告書にて活動内容や参加者数等について確認を行った。	今後も充実した活動が継続できるよう必要な支援を行う。	熊本県肢体不自由児協会等の障がい者団体に対し、運営費の一部助成を行う。 団体が企画した事業（聴覚障がい者に対する情報文化事業等）が円滑に実施できるよう事業費の一部補助を行う。	障がい保健福祉課
			精神保健家族教室（年12回）を開催し、その周知を図った。	A	4月、5月、8月、9月、1月、2月はコロナウイルス感染拡大のため、中止したが、それ以外は月1回開催し、10月は秋季教室、3月は冬季教室を追加で行った。	新型コロナの感染状況を踏まえつつ、感染防止を図りながら開催していく。	精神保健家族教室（年12回）を開催し、その周知を図る。	精神保健福祉室
⑦	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。	熊本市自立支援協議会を年3回（うち1回書面協議）開催するとともに、4つの部会において年間を通じて協議を行った。熊本市障害者施策推進協議会は年3回（うち2回書面協議）開催した。	A	各協議会で、関係機関の支援体制や地域の現状、地域課題について共有することができた。	引き続き、各協議会を開催することで関係機関との連携を図り、支援体制の拡充に努める。	障がい者自立支援協議会や各部会、障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議・共有し、関係機関や当事者団体の連携強化に努める。	障がい保健福祉課
⑧	身体障がい者及び知的障がい者相談員	障がいのある人の生活全般や福祉サービス利用などについての相談支援を行います。	熊本市が委嘱した相談員が各地域の身体・知的障がい者の相談に応じ、更生のために必要な助言を行った。	A	本人や家族からの様々な相談対応を実施した。	引き続き、相談に対して助言や情報提供を行っていく。	身体及び知的障がい者の福祉の増進を図るため、熊本市が委嘱した相談員が各地域の身体・知的障がい者の相談に応じ、更生のために必要な助言を行う。	障がい保健福祉課
⑨	民生委員・児童委員	地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	実績なし	C	予定していた集合研修会が、新型コロナ感染拡大防止のため中止になった。	市全体の研修については、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から実施が困難である。各単位民児協や区ごとの開催を中心に実施できるよう講師一覧などの提供を行う。	・会長研修会 ・大学講座（年1回・2日間） ・全体研修会（年1回） ・新任者研修会（年1回） ・主任児童委員研修会（年1回）	健康福祉政策課

施策の方向性		(3)	生活を支援する障害福祉サービス等の充実					
具体的な取り組み	プラン本文	令和2年度の取り組み				令和3年度の取り組み	所管課	
		取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定		
①	障害福祉サービス等の円滑な提供	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等や地域生活支援事業の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについて、円滑な提供に努めます。併せて、本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めるとともに、その施設の選定にあたっては、多核連携都市の実現のため、熊本市立地適正化計画についても考慮するものとします。 また、ごみ出しが困難な世帯を対象に玄関先までごみ収集に何う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者のニーズに基づき、施設整備対象施設を選定し、計画的に施設整備を進めた。	A	施設整備を行う施設に対し、補助金の交付を行った。	引き続き、障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者のニーズに基づき、施設整備対象施設を選定し、計画的に施設整備を進める。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画や当事者のニーズに基づいて、計画的に施設整備を進める。	障がい保健福祉課
		施設整備の補助については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかったが、集団指導資料の市HPへの掲載や、自己点検表を提出させることにより、サービスの円滑な提供を促した。	B	集団指導及び実地指導はできなかったが、集団指導資料の市HPへの掲載や、自己点検表の提出により、サービスの円滑な提供を促した。	引き続き、事業所への実地指導及び集団指導を通して、サービスの円滑な提供を促していく。	今後、実地指導対象事業所数を増やし、現時点で実地指導を行っていない事業所についても、サービスの円滑な提供を促していく。	障がい保健福祉課	
			A	家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図ることができた。	引き続き、家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。また、対象世帯の拡大を検討する。	家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。	廃棄物計画課	
②	障害福祉サービス事業所の質の向上	障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。 また、障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。	集団指導及び実地指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかったが、集団指導資料の市HPへの掲載や、自己点検表を提出させることにより、サービスの質の向上を図ることができた。	B	集団指導及び実地指導はできなかったが、集団指導資料の市HPへの掲載や、自己点検表の提出により、サービスの質の向上を図ることができた。	引き続き、事業所への実地指導及び集団指導を通して、サービスの質の向上をはかっていく。	今後、実地指導対象事業所数を増やし、現時点で実地指導を行っていない事業所についても、サービスの質の向上をはかっていく。	障がい保健福祉課

⑤	当事者交流・活動の支援	精神障がいのある人の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の支援や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。	ピアサポーターによる連絡会を開催した。 関係機関に対して、ピアサポート活動の周知を行うとともに、活動の調整等を行った。	B	コロナウイルス感染拡大により、活動依頼が少なく、依頼のあった医療機関での活動も中止となったため、活動件数は0件だった。 月1回の連絡会は実施し、ピアサポーターのモチベーション維持に努めた（4月、5月、7月、8月、1月はコロナウイルス感染拡大のため、中止）	新型コロナの感染状況を踏まえつつ、感染防止を図りながら連絡会、活動の調整を開催していく。	ピアサポーターグループの育成、活動支援を行う。	精神保健福祉室
⑥	家族に対する支援	家族教室や訪問指導等を通して、家族への支援を実施します。	精神保健家族教室において、偶数月は市職員（精神保健福祉室、こころの健康センター、保健子ども課）も参加し、家族相談を行った。 電話・面接等にて家族相談を行った。	A	家族からの相談を受け、必要時は家族会への案内や、社会資源の情報提供を行うことができた。	新型コロナの感染状況を踏まえつつ、感染防止を図りながら家族教室での家族相談や、電話・面接等にて家族相談を継続して行っていく。	家族会と連携した相談支援を行う。 面接・訪問等による家族相談への対応を行い、必要時は家族会へつなぐ。	精神保健福祉室

施策の方向性			(6)	情報提供の充実				
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	ふくしのしおり	障がい福祉の制度内容や相談窓口を分かりやすく説明したふくしのしおりを配布して、事業・制度の周知を図ります。	ふくしのしおりの内容の更新作業を行い、関係機関等に配布を行うとともに、市のホームページの更新を行った。	A	4月更新の情報を反映するため、関係機関には2回照会を行った。4月1日からの新制度・窓口の情報に更新したものを発行することができるようになった。	今後も新年度の情報を反映するため、照会・発行の時期の検討を行う。あわせて新しい制度の情報も取り入れていく。	新年度の情報を反映したふくしのしおりの作成に取り組む。随時掲載したい事項がないか、関係機関からの相談を受けるとともに、わかりやすい説明を心掛ける。	障がい保健福祉課
②	市ホームページ等における情報の充実	障がい福祉に関する各種サービスや相談窓口紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を市ホームページ等で提供します。情報提供にあたっては、SNS等の新たな情報提供手段への対応も進めていきます。	障がい者に関する各種手続きや障害福祉サービス事業所等の更新や通知、精神通院医療等について市ホームページに掲載し、必要に応じて情報の更新を行った。また、障がいへの理解促進、相談支援、就労支援、理解啓発イベント等に関する情報を様々な情報媒体を用いて効果的に発信した。	A	随時、障がいに関する情報の更新、掲載を行った。	最新の情報及びわかりやすい情報の提供を行っていく。	各種手続きやイベント情報について、随時HPへ掲載し周知を行う。	障がい保健福祉課

施策の方向性		(7)	移動しやすい環境の整備					
具体的な取り組み		プラン本文	令和2年度の取り組み				令和3年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	公共交通機関等による外出の支援	障がいのある人の外出を支援し積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる熊本市優待証（さくらカード）を交付します。 また、移動が極めて困難な重度の障がいのある人には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。	①市内を運行する路線バス・電車（ＪＲを除く）・市電を1割負担で利用できるおでかけＩＣカードの交付を行った。 ②移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券の交付を行った。	A	①申請があったものに対し、おでかけＩＣカードの交付を行った。 ②移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、利用券の交付を行った。	引き続き助成を実施する。	①市内を運行する路線バス・電車（ＪＲを除く）・市電を1割負担で利用できるおでかけＩＣカードの交付を行う。 ②移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券の交付を行う。	障がい保健福祉課
②	自家用車による外出の支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。また、身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成や、重度の知的障がいのある人に対するガソリン券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。	1人で外出できない重度障がい者で、熊本市優待証（さくらカード）および障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料券の交付を行った。	A	1人で外出できない重度障がい者で、熊本市優待証（さくらカード）および障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料券の交付を行った。	引き続き助成を実施する。	1人で外出できない重度障がい者で、熊本市優待証（さくらカード）および障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者（所得税非課税）に燃料費の助成を行う。	障がい保健福祉課
			障がい者が就労等の社会参加のため運転免許を取得する場合及び身体障がい者が就労等の社会参加のために自ら運転する本人名義の自動車を改造する必要がある場合に、費用の一部を助成した。 また、令和3年3月に運転免許取得助成について対象を拡大し、「自動車学校入校前に申請」から「自動車学校卒業までに申請」とした。	A	助成を実施するとともに、助成の対象拡大を行った。	引き続き助成を実施する。	・障がい者が就労等の社会参加のため運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成する。 ・身体障がい者が就労等の社会参加のために自ら運転する本人名義の自動車を改造する必要がある場合に、費用の一部を助成する。	障がい保健福祉課

④	家族に対する支援	保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。 子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。 また、家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業、放課後児童クラブ（児童育成クラブ）など家族に対する支援の充実に努めます。	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図った。	A	実利用者数（短期入所）（人/月） H30年度275人、R1年度279人、R2年度159人 実利用者数（日中一時支援）（人/月） H30年度123人、R1年度117人、R2年度45人	今後も短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。	引き続き、短期入所事業所、日中一時支援事業所について、事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図っていく。	障がい保健福祉課
			子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施した。 ・ペアレントプログラム（1グループ、延べ100人※R1延期分含む） ・ペアレントトレーニング（1グループ、延べ30人※R1延期分含む）	A	新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業を縮小しながらも、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施することができた。	所内でのプログラムの継続と共に、地域の身近な場でプログラムに参加できるよう、地域の支援者に対する研修や事業実施のためのバックアップを行う。	ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを所内で実施（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を縮小して開催）。	子ども発達支援センター
			熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づき加配支援員を配置し、マニュアルを活用しながら巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施した。	A	育成クラブの運営担当の巡回指導員12名、障害児等配慮を要する児童の対応に関する指導員5名が各クラブを巡回し、支援員に指導、研修を行ってきた。	特に配慮を要する児童に対しては、より専門的な知識を持つ支援員が必要となるため、人材確保に努める。	引き続き、熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づき加配支援員を配置し、マニュアルを活用しながら巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	青少年教育課

④	障がい児支援に携わる職員の質の向上	保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、資質の向上を図ります。	保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施した。	A	発達支援コーディネーター研修修了者等に対するステップアップ研修を実施した。	保育幼稚園課、障がい保健福祉課、教育委員会等と連携した研修体制を検討する。	引き続き、保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象とした研修を実施し、資質の向上を図る。	子ども発達支援センター
⑤	児童相談所による相談支援	18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。また、子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。	①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を実施し、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行った。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部助成を行った。	A	①障がいのある児童に対する保護・訓練等を実施し、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行うことで支援の充実を図ることができた。 ②負担助成を行うことで、利用者負担の軽減に寄与することができた。	①②ともに引き続き相談・支援を充実させ、障害児福祉の向上に努める。	①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行うとともに、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行う。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部助成を行う。	児童相談所
⑥	子ども発達支援センターによる相談支援	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。	障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行った。	A	障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行った。	今後も同様に個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	引き続き、障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	子ども発達支援センター
⑦	児童発達支援センターの機能充実	主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、子ども発達支援センターと連携し、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。	済生会なでしこ園および熊本県ひばり園に機能強化員を配置し、区内の障がい児通所支援事業所への支援や障がい疑われる児童をサービスにつなげるための事業を行った。 【事業所への支援】 42件(延べ件数、訪問相談) 【障害が疑われる児童への支援】 192件(延べ件数、訪問・外来相談) 【市全体研修】 1回	A	新型コロナウイルス感染症の状況下ではあったが、南区や東区の事業所を巡回して相談を受けるとともに、障がい疑われる児童やその保護者への支援を行うことができた。	新型コロナウイルス感染症対策のため、従来のやり方だけではなくオンラインを利用して事業展開する。	引き続き南区・東区において機能強化事業を実施し、障がい児通所支援事業所の質の標準化を図るとともに、地域の子どもたち、その保護者が安心して暮らせるよう取り組んでいく。	障がい保健福祉課

⑥	多様な学びの場の整備	障がいのある児童生徒が居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めるとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。	令和２年４月に市立で２校目となる「あおば支援学校（小学部・中学部）を開校した。また、特別支援学級２１学級、通級指導教室２教室を新設した。	A	・特別支援学校の開校 ・特別支援学級の新設 ・通級指導教室の設置	・子どもの現状を定期的に評価し、必要に応じて柔軟に学びの場を見直すことが必要な場合がある。	・第２次熊本市特別支援教育整備計画に沿って、通級指導教室の拡充や必要な特別支援学級の新設を行うなど、多様な学びの場の整備を進める。	総合支援課
⑦	大学就学支援	重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。	３大学３名より本事業への要望があり、令和３年度の実施に向けて進めていった。	－	未実施	令和３年度の事業開始に向けて、他都市の実施状況等を確認しながら、事業の実施を進めていく。	令和３年度からの事業開始のため、引き続き、大学等と連携を取りながら事業の実施を進めていく。	障がい保健福祉課
⑧	家族に対する支援	・放課後児童クラブ（児童育成クラブ）における受入れ 障がいのある子どもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。あわせて、巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修を通して、クラブ支援員の資質の向上を図ります。 ・障害児タイムケア事業 障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。	熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づき加配支援員を配置し、マニュアルを活用しながら巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施した。	A	育成クラブの運営担当の巡回指導員１２名、障害児等配慮を要する児童の対応に関する指導員５名が各クラブを巡回し、支援員に指導、研修を行ってきた。	特に配慮を要する児童に対しては、より専門的な知識を持つ支援員が必要となるため、人材確保に努める	引き続き、熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づき加配支援員を配置し、マニュアルを活用しながら巡回指導員による指導及び障がい児等配慮を要する児童に関する研修会を実施していく。	青少年教育課
			松橋支援学校内で実施されている児童生徒の授業時間外(始業前、放課後及び、夏休み)預かりサポートの利用。	A	実施できた。 ＜実績＞ 宇城市以外の圏域住民の利用者数： R1年度14人（延べ利用回数899回） R2年度10人（延べ利用回数999回）	家族の介護負担の軽減を図るために、関係機関との連携を図りながら実施していく。	障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施する。	障がい保健福祉課

施策の方向性			(4)	発達障がい児への支援				
具体的な取り組み		プラン本文	令和2年度の取り組み				令和3年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	子ども発達支援センターによる支援	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。	障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行った。 来所相談：インテーク738件、診察441件、各種評価1115件（インテーク時等に実施した評価含む）、面接1369件、その他320件 訪問：70件　　電話相談：6261件	A	障がいまたはその疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた支援を行った。	今後も同様に個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	引き続き、障がい又はその疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	子ども発達支援センター
②	発達障がい者支援センターによる支援	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います。高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。さらに、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行います。	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行った。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行った。（総支援件数3,939件）	A	発達障がいのある子どもやその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援、研修会や講演会等の普及啓発活動を行い、子ども発達支援センターとの連携会議（書面会議）を実施した。	学齢期においては、教育機関との連携が重要となるため、更なる連携を図る。	引き続き、発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行う。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行う。	子ども発達支援センター

⑥	発達障がいへの対応	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。	子ども発達支援センターとして発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行った。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図った。	A	乳幼児から18歳までは子ども発達支援センターを中心に対応し、発達障がい児・者またはその疑いのある方とその家族に対する相談支援は発達障がい者支援センターと連携し対応した。	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。	引き続き、子ども発達支援センターとして発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行う。また発達障がい者支援センターにおいても、医療機関の体制や状況を把握し、医療機関との連携を図る。	子ども発達支援センター
⑦	自殺予防への対策	自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには熊本市自殺対策連絡協議会等の実施による関係機関との連携した取組を推進します。	令和元年度の計画の進捗状況管理、啓発事業、ゲートキーパー養成講座等実施。啓発事業に関して、市電への窓吊広告や市政だよりへの掲載、リビング新聞への掲載などを行った。	B	概ね実施できた。新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会などの実施を中止した。コロナ禍においてもゲートキーパー養成や支援者研修会、包括相談会等実施できた。	会議など中止とするのではなく、書面開催等を検討する必要がある。	被災後のこころの変化へのケア、相談窓口案内等を活用し、自殺予防に関する啓発等を行う。SNS相談事業の拡充。ゲートキーパー養成講座の拡充。	精神保健福祉室

③	求人・求職者情報の提供	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、A型事業所等と連携し、求人と求職者のマッチングを図るために適切な求人・求職者情報の提供を行った。	A	特別支援学校や移行支援、A型事業所がもつ企業情報を共有し、求職者と企業とのマッチングに取り組むことができた。	引き続き、関係機関と連携しながら求職者と企業のマッチングを図る。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター等の関係機関と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。	障がい保健福祉課
④	関係機関との連携による相談支援	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、移行支援等の就労関係機関及び特別支援学校と連携し、相談支援を実施した。	A	関係機関等と連携・情報共有しながら各種相談支援を実施できた。（障がい者からの相談件数：4,936件）	引き続き、関係機関と連携しながら相談支援を実施する。	障がいのある方が働きながら自立生活を送れるよう、熊本市障がい者就労・生活支援センター及びその他の関係機関との連携を強化し、就労に関する総合的な相談支援を行う体制を整備する。	障がい保健福祉課
⑤	難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実	難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、就労フェアの開催はできなかったが、障がい者自立支援協議会就労部会等の機会を通じて特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行うとともに、事例検討を実施することができた。	A	難病、発達障がい等特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行うことができた。	引き続き、特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行う。	障がい者自立支援協議会就労部会や、就労フェア等の機会を通じて、特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行うとともに、実際の雇用事例を周知していく。	障がい保健福祉課

基本目標			2	質の高い地域生活の実現				
分野別施策			5	スポーツ・文化芸術活動の推進				
施策の方向性			(1)	スポーツ、文化芸術活動団体の支援				
具体的な取り組み		プラン本文	令和 2 年度の取り組み				令和 3 年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	スポーツ、文化芸術活動団体の支援	障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。	障がい者スポーツ及び文化の振興のために、熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し負担金助成を行った。	A	熊本県障害者スポーツ・文化協会への負担金助成を行った。	今後も障がい者スポーツ及び文化の振興のために熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し負担金助成を行う。	熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し負担金助成を行う。	障がい保健福祉課
			障がい者の文化芸術活動を推進するアール・ブリュットパートナーズ熊本の活動を支援し、作品展示会の運営やイベントの周知等に協力した。また、アール・ブリュットパートナーズ熊本が製作したポストカードを購入し、「心の輪を広げる体験作文・ポスターコンクール」の参加賞として配布した。	A	アール・ブリュットパートナーズ熊本の活動を支援し、障がい者の文化芸術を周知することができた。	引き続き、アール・ブリュットパートナーズ熊本の活動に協力していく。	引き続きアール・ブリュットパートナーズ熊本を支援し、障がい者の文化芸術活動を支援する。	障がい保健福祉課
②	スポーツ活動への支援	障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。また、市の公共施設等のバリアフリーを進めるほか、体育施設の個人使用料の減免制度※を設ける等、体育施設の利用しやすさを充実します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、水泳競技、フライングディスク競技、ボッチャ競技、陸上競技、ボウリング競技、卓球競技を中止し、サウンドテーブルテニス競技のみ開催した。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により大部分の競技の開催を中止とした。	選手の方々が安心して大会に参加できるよう新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を行う。	障がい保健福祉課
		障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、スポーツリーダーバンクによる指導者の派遣や用具の貸し出しを行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。	出前講座は、新型コロナウイルスの影響を受け、1 回のみの開催(2019年度は20回開催)となったが、スポーツリーダー研修会等でニュースポーツの啓発を行った。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の回数は1回のみとなったが、スポーツ用具の貸し出しや市民スポーツフェスタ、総合型地域スポーツクラブ等で広くスポーツ活動への支援を行った。	スポーツリーダーやスポーツ推進委員研修会の内容を充実させるとともに出前講座の広報を行っていきたい。	出前講座や放課後子どもスポーツ教室、総合型地域スポーツクラブにて、障がい者がスポーツ活動へ参加しやすいニュースポーツの普及を図る。	スポーツ振興課

施策の方向性		(2)	防犯対策の推進				
具体的な取り組み	プラン本文	令和2年度の取り組み				令和3年度の取り組み	所管課
		取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
① 緊急通報システム貸与事業	単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制の対応を行います。	単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に対して、緊急通報システムを8世帯に貸与を行った。	A	予定通り事業を実施した。	利用者の高齢化等により入院することが増えている。生活状況の把握ため、毎月の報告書の確認だけでなく、委託先と連携して安全な生活の提供を図る。	障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。	障がい保健福祉課
② 障がい者支援施設等における防犯対策	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、防犯設備設置への補助を行った。(R2年度 6施設)	A	補助金を活用し、防犯設備設置への補助を行った。	引き続き、障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、必要な安全対策への取り組みの支援を行う。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、防犯設備設置への補助を行い、必要な安全対策への取組を支援する。	障がい保健福祉課
③ 消費者トラブルの未然防止	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止等を図るため、相談者の状況に応じて成年後見制度の情報提供や家庭裁判所への申立を支援した。	A	予定通り事業を実施した。	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止等を図るため、引き続き相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図る。	相談の背景には障がい者虐待が疑われるケースもある。障がい者の権利を守るため、引き続き滞りなく制度を利用できるよう支援する。	障がい保健福祉課
		相談員や弁護士、司法書士による相談対応を行いました。 ・消費生活相談（月～金曜日） ・弁護士相談（月2回） ・司法書士相談（月1回）	A	予定通り実施した。	障がいの有無にかかわらず、丁寧な相談対応を行う。	相談員や弁護士、司法書士による相談対応を行う。	生活安全課（消費者センター）

施策の方向性		(3)	住まい・住環境の整備促進					
具体的な取り組み		プラン本文	令和2年度の取り組み				令和3年度の取り組み	所管課
			取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針／改善事項など	取組予定	
①	住宅改造に対する支援	住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び改造費用の一部助成を行います。	在宅で生活する障がい者が、快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成した。	A	必要な方へ助成を行った。	今後も、在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう、引き続き住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。	障がい保健福祉課
②	公営住宅の活用	障がいのある人等に対し、1階への優先的入居、単身者向け住宅の供給を行います。 また、公営住宅の新たな整備や建替え等に当たっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。	既存住戸の浴槽について、利便性向上に配慮し、浅型浴槽に改修を行った。	A	既存住戸（約285戸）について浅型浴槽へ取り替え、目標値（約200戸）を上回ることができた。	今後も既存の風呂釜を浅型に改修し、利便性向上を図る。	既存住戸の浴槽について、利便性向上に配慮し、浅型浴槽に改修を行う。（約200件）	市営住宅課

